

平成 2 1 年度
(第 4 5 事業年度)

事業計画書

財団法人 四国電気保安協会

目 次

I 概 要

- 1. 業務の基本方針 1
- 2. 重点項目 1
- 3. 収支予算 2

II 一般事項

- 1. 組織（職制・機構） 2
- 2. 要員計画 2
- 3. 業務の効率化 2
- 4. 公益法人制度改革に向けた具体的な準備 2
- 5. コンプライアンス、個人情報保護への的確な対応 3
- 6. 働きがいがあり、生きがいを感じられる職場づくり 3
- 7. 土地・建物の新增築及び取得・売却等 3

III 調査業務

- 1. 業務実施計画 4
- 2. 調査業務用計測器の保有計画 4
- 3. 重点実施項目 4

IV 保安業務

- 1. 受託計画 5
- 2. 業務実施計画 5
- 3. 保安業務用機械器具等の保有計画 6
- 4. 重点実施項目 7

V 広報業務

- 1. 広報活動計画 8

I 概要

1. 業務の基本方針

我が国経済は、世界的な金融危機の深刻化により、輸出、生産が大幅に減少するなど、急速な悪化が続いており、厳しい状況にある。四国の経済は、全国と同様に生産が急速に低下するなど、さらに弱い動きとなっている。

一方、協会を取り巻く事業環境は、保安管理業務において、地方自治体の競争入札が拡大傾向にあるほか、企業の電気保安に対する考えの多様化や新規物件の減少により、民間電気保安法人等との競合が益々激化してきている。当協会が今後も引き続き安定した経営を維持していくためには、お客さまに契約を継続していただけるよう誠実な業務の遂行に努め、信頼を積み重ねていくことが重要な課題となっている。調査業務では、民間調査機関の動向を把握するとともに、さらなる業務の合理化、効率化を進めていく必要がある。

このような状況下にあって、当協会の理念である「電気保安を通じて地域社会に貢献する」という目的を果たしていくためには、お客さまの立場に立った高品質のサービスの提供は言うまでもなく、広範な広報活動やコンプライアンスの徹底及び人材育成などをさらに推進していく必要がある。

また、公益法人制度改革の対応については、関係法令が平成20年12月1日から施行され、以後5年の内に、新法人への移行準備を整え、行政庁の認可を得る必要がある。法施行後、最初の事業年度となる平成21年度は、当協会にとって、事業環境の変化に備えた体制の整備や業務内容の見直しに加え、法令に適合した機関・会計等の事前準備など、新法人に向けた具体的な作業を着実に進めていくための重要な年度となる。

このため、本年度は、『お客さまに信頼され選択される協会づくり』を基本方針とし、次の項目に重点をおいて業務を遂行する。

2. 重点項目

- (1) 「お客さま重視、品質重視」をモットーとした誠実な業務の実施
- (2) 公益法人制度改革に向けた具体的な準備
- (3) 業務の合理化、効率化
- (4) 新規業務の開拓
- (5) 広範な広報活動の推進
- (6) コンプライアンス、個人情報保護への的確な対応
- (7) 人材育成と技術継承
- (8) 働きがいがあり、生きがいを感じられる職場づくり
- (9) 作業安全、交通安全の徹底

3. 収支予算

平成21年度の収支は、次表のとおりである。

(単位；百万円)

収 入	支 出	当期収支差額	前期繰越収支差額	次期繰越収支差額
5,588	5,760	△172	338	166

II 一般事項

1. 組織（職制・機構）

事業所の統廃合、整備を実施するとともに、お客さまサービスの向上、業務の効率化並びに職場環境の改善をはかる。

2. 要員計画

(単位；人)

区 分 \ 項 目	要 員 数		増加人員 (A - B)
	平成21年度末 (A)	平成20年度末 (B)	
一 般 管 理	29	30	△1
調 査 業 務	92	90	2
保 安 業 務	417	411	6
広 報 業 務	2	2	0
合 計	540	533	7

(注) 1. 役員数は含まない。

3. 業務の効率化

支部・事業所間ネットワークの増速化を行い、情報処理能力を向上させるとともに、支部サーバーを取替えデータの一元管理を行うことにより、業務の効率化をはかる。

4. 公益法人制度改革に向けた具体的な準備

公益法人制度改革関連法が平成20年12月1日に施行され、平成21年度は法施行後最初の事業年度となるため、新法人としての基本的な事項について具体的な準備作業を行う。

5. コンプライアンス、個人情報保護への的確な対応

お客さまや地域の皆さまから信頼していただける協会となるよう従業員一人ひとりがコンプライアンス、個人情報保護の重要性を認識し、より一層、的確な対応に努める。

6. 働きがいがあり、生きがいを感じられる職場づくり

人材の確保と育成に力を注ぎ、協会で働くもの全員がそれぞれの責務の重要性を認識し、生きがいを感じ、働きがいがある活力に満ちた職場づくりを目指す。

7. 土地・建物の新增築及び取得・売却等

(1) 土地の取得及び売却等

- ・徳島南事業所(仮称)用地の取得
- ・高知支部用地の売却

(2) 建物の新增築及び取得・売却等

- ・高知支部建物の新築
- ・徳島南事業所(仮称)建物の新築
- ・愛媛支部建物の増築

(3) 土地・建物の新たな賃借

計画なし

Ⅲ 調査業務

1. 業務実施計画

(1) 調査区域の変更 変更計画なし

(2) 調査実施計画

ア. 竣工調査 該当なし

イ. 定期調査

(単位；口)

	一次調査	再調査
調査実施計画お客さま数	649,000	8,000

2. 調査業務用計測器の保有計画

(単位；台)

項目 名称（機能別）		保有計画数		増加数 (A-B)
		平成21年度末 (A)	平成20年度末 (B)	
計	絶縁抵抗計	134	134	0
	漏れ電流計	304	304	0
測	接地抵抗計	51	51	0
	交流電圧計	134	134	0
器	交流電流計	304	304	0

3. 重点実施項目

(1) 調査業務品質の確保、向上

ア. 携帯端末の使用による調査品質の均一化

平成21年度中の運用を予定している携帯端末を使用した調査業務システムにおいて、携帯端末の入力手順に従った調査、点検の実施による調査品質の均一化を推進する。

イ. お客さまの電気知識に応じた調査方法と調査結果の分かり易い説明

定期調査時にはお客さまの電気知識に応じて、丁寧な説明を行い調査にご協力をいただくとともに、調査結果が不良の場合、内容や改修方法を分かり易く説明し、お客さまが不良電気設備を早期に改修されるよう奨励する。

(2) 調査業務の効率化

携帯端末の入力手順に従った調査手順、携帯端末操作の早期修得による調査業務処理の効率化を推進する。

また、絶縁状態の判定に使用している漏れ電流値 (Io) から、絶縁状態をより正確に反映させる抵抗分漏れ電流値 (Ior) に変更することにより、停電して実施する絶縁抵抗測定の頻度を減少させ、絶縁判定業務の効率化をはかる。

(3) 「安全最優先」の職場風土づくりによる無災害の達成

管理者がリーダーシップを発揮し、各種研修会や朝礼などあらゆる機会を通じて、安全ルールの遵守には一切の妥協を許さない「安全最優先」の職場づくりとともに、自分の身は自分で守るという当事者意識の徹底に取り組み、常に安全行動を実践する人づくりを推進する。

IV 保安業務

1. 受託計画

(単位；軒)

	平成21年度末 (A)	平成20年度末 (B)	想定増加数 (A-B)
想定受託数	18,623	18,623	0

(注) 「需要設備のない発電所のみ受託数」及び「配電線路を管理する事業場の受託数」を含む。

2. 業務実施計画

(単位；件)

種 別		延 べ 実 施 数
保 安 管 理 業 務	定 期 点 検	141,500
	手 続 指 導	1,500
	工 事 中 点 検	900
	竣 工 試 験	1,200
	計	145,100
試 験 ・ 技 術 業 務 等		10,500
合 計		155,600

(注) 「需要設備のない発電所」及び「配電線路を管理する事業場」の実施数を含む。

3. 保安業務用機械器具等の保有計画

(単位；台)

項目 名称（機能別）		保有計画数		増加数 (A - B)
		平成21年度末 (A)	平成20年度末 (B)	
計 測 器	絶縁抵抗計	989	989	0
	電流計	1,244	1,244	0
	電圧計	602	602	0
	低圧検電器	476	476	0
	高圧検電器	585	585	0
	接地抵抗計	423	423	0
	騒音計	27	27	0
	振動計	8	8	0
	回転計	10	10	0
試験装置等	継電器試験装置	211	209	2
	絶縁耐力試験装置	141	140	1
その他	絶縁監視装置	11,580	11,390	190

4. 重点実施項目

(1) 「お客さま重視、品質重視」をモットーとした誠実な業務の実施

ア. お客さま満足度の向上を目指した業務の推進

お客さまのご要望に応え、積極的にお役立ち提案を行い、お客さま満足度の向上に努める。

また、お客さまからのご意見、ご要望を的確に把握し、業務に反映させるとともに、苦情に対しては組織をあげて迅速、的確に対応する。

イ. 定期点検業務の誠実かつ的確な実施

お客さまへ定期点検の年間計画をお知らせし、年次点検については停電が可能な月日を早期に調整し、計画的に点検業務を実施するとともに、管理者による業務管理の徹底をはかるなど、点検不履行再発防止対策を継続して実施する。

(2) 業務の効率化の推進

ア. 保安業務の効率化

既存業務について今一度、見直しを行い業務の効率化を推進する。

イ. 保安業務管理システムの再構築

保安業務の効率化のため再構築中の保安業務管理システムは、機能別に逐次運用開始しているが、引き続き開発を進め21年度に開発を完了する。

(3) 新規業務の開拓推進

ア. 新規業務及び新たな付加価値業務の開拓・試行

これまで培った経験、技術力を活かし、お客さまの囲い込みと新たな収入源を確保するため、環境、省エネ並びに各種監視業務等、社会及びお客さまの要求に応える業務を基軸とし、新たなビジネスモデル構築も視野に入れ新規業務及び新たな付加価値業務の開拓・試行を行う。

(4) 人材育成と技術継承

ア. お客さま対応能力の向上

「お客さま対応研修」を充実し、お客さまの多様なニーズに的確かつ迅速に対応できる人材を育成する。

イ. 一人ひとりの知識・技術力の向上

技術の進歩に対応した階層別の「技術教育訓練」を計画的に実施し、一人ひとりの技術レベルの維持向上に努めるとともに、OJTにより熟練者から若年者へ円滑に技術継承を行う。

また、教育システムを活用して、電気主任技術者として必要な電気・安全関係の知識・技術を幅広く学習し、実務処理能力の維持・向上をはかる。

(5) 安全管理のさらなる充実による無災害の達成

安全作業指導員活動の充実・強化や本部役員による作業安全パトロール、「作業安全競技大会」の開催などを通じて安全技術の向上と安全管理を徹底し、無災害の達成に努める。

V 広報業務

1. 広報活動計画

協会の社会的使命を認識し、地域の方々やお客さまに電気の使用安全についての周知・啓発を行うとともに、業務内容の見直しを行い、従業員の一人ひとりが当事者意識を持った広範な広報活動を展開する。

(1) 講習会、講演会等の開催による広報活動

一般の方々を対象にした電気安全教室並びに受託お客さまの従業員の方々を対象にした講習会等を開催し、電気の使用安全について周知・啓発を行う。

(2) 日常業務を通じて行う広報活動

定期調査業務や保安業務等でお客さまを訪問した際に、パンフレット等を活用した対話活動により、電気の使用安全の重要性について周知・啓発を行う。

また、各支部の電気相談センター並びに各事業所に寄せられた電話や来訪による電気相談には、迅速かつ適切な対応に努める。

(3) マスコミや広報媒体等の活用による広報活動

電気の使用安全や安全調査についての周知・啓発とともに、協会の理念や取り組み内容についてさらにご理解をいただくため、テレビ・ホームページ・広報誌・協会車両等々、各種の広報媒体を有効に活用した積極的な広報活動に努める。

(4) 電気の使用安全を特に盛り上げる広報活動

ア. 「電気使用安全月間」行事の実施

経済産業省主唱による夏季の「電気使用安全月間」においては、四国電気安全委員会と共催し電気保安関係者を対象に開催する「電気安全セミナー」をはじめ、一般の方々に電気の使用安全や安全調査の必要性を広く周知するため、電気安全キャンペーン等の諸行事を通じて広報活動に努める。

イ. 「ふれあい月間」行事の実施

秋季の「ふれあい月間」においては、お客さまに電気の使用安全について深くご理解いただくための対話活動を行い、より一層の信頼関係の構築に努める。また、地域の方々にも電気事故防止のさらなる周知・啓発をはかるため対話を通じた広報活動に努める。

(5) 社会貢献活動として行う特別点検等による広報活動

「電気保安を通じて地域社会に貢献する」という協会の理念・姿勢を広くご理解いただくために、上記の月間に重点を置き、文化財、社会福祉施設などの電気設備の特別点検や地域の道路・公園等の清掃など、心のふれあいを大切にした奉仕活動を中心に、地域社会との関わりを深める取り組みを積極的に行う。

また、地域の安全のために、協会車を活用した「こどもSOS」活動を継続して推進する。

(6) その他の広報活動

台風、地震等の自然災害に対する予防対策や災害発生時の対応について周知・啓発を行う。